

亀山市告示第179号

亀山市障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成28年7月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族年金受給者を支援するように実施する、低所得の障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下本則及び別記において「年金生活者等支援臨時福祉給付金」という。）を支給する事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年金生活者等支援臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、低所得の障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記の1に掲げる年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給される者をいう。

(年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この告示に定めるところにより、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する年金生活者等支援臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき3万円と

する。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付開始日は、平成28年9月16日とする。

2 申請期限は、平成28年12月16日とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、平成29年2月末日まで延長することができる。

(申請及び支給の方式)

第6条 年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)申請書(請求書)(別記様式。以下「申請書」という。)を提出するものとする。

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が全国銀行資金決済ネットワークに接続されている日本国内金融機関(以下「金融機関」という。)に口座を開設していないときその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写しの提出により、申請者本人の申請であることを証する。

(振込口座の確認)

第7条 振込口座の確認方法については、金融機関の通帳又はキャ

ッシュカードの写し（以下「口座確認書類」という。）により行うものとし、口座確認書類については、申請者が申請書に添付するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

（代理による申請）

第 8 条 支給対象者に代わり、代理人として第 6 条の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

（ 1 ）平成 2 8 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者

（ 2 ）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（ 3 ）親族その他平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に必要と認めるもの

2 代理人が年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出しなければならない。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は掲示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、代理人が第 1 項第 1 号の者にあつては住民基本台帳により、同項第 2 号及び第 3 号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認する。

（審査及び支給の決定）

第 9 条 市長は、第 6 条の規定により申請書が提出されたときは、速やかに所要の審査を行い、適正であると認めた場合は、支給を決定し、当該支給対象者に対し年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成 2 8 年亀山市告示第 号。以下「平成 2 8 年度実施要綱」という。）別記の 1 の（ 4 ）に規定する申出を行った者が、

その者の年金生活者等支援臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請が行われた場合（当該申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に到達した時点で、当該年金生活者等支援臨時福祉給付金の代理申請について支給決定通知が既に行われている場合を除く。）は、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給しない。

（年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（未申請の場合の取扱い）

第11条 支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合には、当該支給対象者が年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（申請の取下げ）

第12条 市長が第9条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不可能があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った年金生活者等支援臨時福祉給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 1 4 条 年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 8 年 8 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別記 (第 2 条、第 9 条関係)

(支給対象者)

1 支給対象者は、平成 2 8 年度実施要綱第 2 条第 2 号に規定する支給対象者であって、3 に掲げるいずれかの年金について平成 2 8 年 4 月分の受給がある者 (同年 5 月分の受給のない者を除く。)又は同年 5 月分の受給がある者とする。

2 1 の規定にかかわらず、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けた者には、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給しない。

3 対象となる年金

(1) 国民年金法 (昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号) に基づく障害基礎年金又は遺族年金

(2) 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 6 0 年法律第 3 4 号。以下「6 0 年改正法」という。) 附則第 3 2 条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法に基づく障害年金、6 0 年改正法附則第 7 8 条の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法に基づく障害年金 (障害等級が 1 級又は 2 級の年金に限る。) 及び 6 0 年改正法附則第 8 7 条の規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法

に基づく障害年金（職務上の事由によるものについては障害等級が1級から5級までの年金、職務外の事由によるものについては障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

- (3) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）
- (4) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた障害年金及び船員障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族年金受給者向け）申請書（請求書）

平成28年1月1日時点の住民票所在市区町村

亀山市長様

1. 申請者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所 (印字された住所と異なる場合は現住所に訂正してください。)
印			
本人確認書類を裏面に添付してください。			住所(平成28年1月1日時点の住民票所在地)
電話		()	

2. 支給額(請求額)

支給額(請求額)	30,000円
----------	---------

3. 誓約・同意事項

- 低所得の障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- 低所得の障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給要件の該当性を審査するため、亀山市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料等を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、亀山市において支給決定をした後は、低所得の障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- 亀山市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の理由により支払が完了せず、かつ、亀山市が定めた期間までに、亀山市が申請者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、亀山市は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 低所得の障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給後、平成28年度分の市民税・県民税(均等割)が課税されていること、課税者の扶養親族等であること等低所得の障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受給した給付金を返還します。

上記事項を誓約・同意します。

申請者氏名(署名してください。) 代筆可

申請者の氏名を署名してください。

4. 受取口座

【受取口座記入欄】

通帳又はキャッシュカードの写しを裏面に添付してください。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号 (左詰めで記入)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 4.信組 2.金庫 5.農協 3.信金	1.本店 2.支店 3.支所 4.出張所	普通		

申請者（対象者本人）以外の口座への振込みを希望される場合は、委任状、申請者（対象者本人）の本人確認書類の写し、受託者の本人確認書類の写し及び受取口座の通帳又はキャッシュカードの写しが必要です。

代理受給が可能な方一覧（同一世帯以外、代理権を有することを証明する書類等が必要となります。）

- 同一世帯：平成28年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員
- 法定代理人：親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の権利がなされた補助人
- その他：親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方

お問い合わせ番号

本人確認書類 貼付け

本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、健康保険証等のうち、いずれかの写し）を貼り付けてください。有効期限内のものに限ります。

外国人の方の本人確認書類は、在留資格等を確認する必要があるため、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のうち、いずれかの写しとなります。

詳しくは、同封の案内文書をご覧ください。

口座確認書類 貼付け

受取口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人(カナ)が分かる通帳又はキャッシュカードの写しを貼り付けてください。

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に以下のように記載されています。)をご記入ください。

ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ

『この口座を他金融機関からの振り込みの受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』

【店名】 (漢数字3桁) (読み方) 【店番】 (数字3桁)

【預金種目】 預金【口座番号】 (数字7桁)』

長期間使用していない口座の場合、振り込みができないことがありますので、平素から使用されている口座をご利用ください。